

川崎市生活排水対策推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市生活排水対策に関する指針（平成12年川崎市告示第609号）に基づき、生活排水による水質汚濁を防止し、公共用水域の水質を保全するため、川崎市生活排水対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 生活排水対策の推進に関する事項
- (2) 前号に定めるほか、生活排水による水質汚濁を防止するために必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、別表1の職にある者をもって組織する。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は環境局環境対策部長を、副委員長は、環境局環境対策部環境保全課長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、委員長が必要に応じ召集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキング会議)

第5条 委員会には、第2条に係る所掌事項に関し、専門的に調査及び検討するため、ワーキング会議を設置する。

- 2 ワーキング会議は、別表2に掲げる組織の係長級の職員をもって組織する。
- 3 ワーキング会議には座長を置き、座長は環境局環境対策部環境保全課長をもって充てる。
- 4 ワーキング会議は、座長が必要に応じ召集し、その議長となる。

(関係職員の出席)

第6条 委員会及びワーキング会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会及びワーキング会議の事務局は、環境局環境対策部環境保全課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

川崎市生活排水対策推進委員会構成員	
環境局	環境対策部長 (委員長)
経済労働局	産業政策部消費者行政センター室長
環境局	生活環境部収集計画課長
	生活環境部担当課長 (廃棄物政策担当)
	環境総合研究所担当課長 [環境研究]
健康福祉局	保健医療政策部生活衛生担当課長
建設緑政局	道路河川整備部河川課長
上下水道局	水管理センター水道水質課長
	下水道部下水道計画課長
	下水道部下水道水質課長
環境局	環境対策部環境保全課長 (副委員長)

別表 2 (第 5 条関係)

川崎市生活排水対策推進委員会ワーキング会議構成員	
経済労働局	産業政策部消費者行政センター
環境局	生活環境部収集計画課
	生活環境部 (廃棄物政策担当)
	環境総合研究所〔環境研究〕
健康福祉局	保健医療政策部生活衛生担当
建設緑政局	道路河川整備部河川課
上下水道局	水管理センター水道水質課
	下水道部下水道計画課
	下水道部下水道水質課
環境局	環境対策部環境保全課長 (座長)